

函館市公共建築物シックハウス対策指針

平成23年4月
(令和4年(2022年)4月改定)
函館市

函館市公共建築物シックハウス対策指針

目次

はじめに

第1 基本事項

- 1 目的 1
- 2 対象施設 1
- 3 基本的な用語について 2

第2 公共施設におけるシックハウス対策の概要 4

第3 取組み内容

1 設計 5

- (1) 建材の選定
- (2) 換気設備の選定
- (3) 工期の設定

2 工事監理 6

- (1) 建材の確認
- (2) 施工中の通風・換気等
- (3) 工事完了時の安全確認
- (4) 工事における室内空気環境測定（フロー図）

3 室内空気中の化学物質濃度の測定（安全確認） 10

- (1) 室内空気環境測定の実施段階
- (2) 測定対象の揮発性有機化合物（VOC）等
- (3) 測定対象室
- (4) 測定方法
- (5) 測定手順
- (6) 測定にあたっての注意事項
- (7) 指針値を超えた場合の措置

4 備品等の新規購入・入替え時における配慮事項 13

- (1) 備品選定時の留意点
- (2) 備品受入れ時の留意点
- (3) 備品搬入後の安全確認
- (4) 備品搬入後の室内空気環境測定（フロー図）

5 施設の日常管理 15

- (1) 換気の確保
- (2) 化学物質の使用抑制
- (3) 通常時の検査
- (4) 通常時の室内空気環境測定（フロー図）

【参考資料】 函館市公共建築物シックハウス対策連絡会議設置要綱・17

【参考文献一覧】 18

【シックハウス対策に関するQ&A】 19

函館市公共建築物シックハウス対策指針

はじめに

近年、建築物の高気密化が進み、建材等から放散されるホルムアルデヒド等の化学物質の室内濃度が増加したことから、目、鼻、のど等への刺激や頭痛などの様々な体調不良を誘発する、いわゆる「シックハウス症候群」が社会的な問題となっている。

このため、本市においては、公共施設の新築・改築工事の際に化学物質の濃度測定を義務づけており、改修工事の際には、使用する材料の安全性を品質証明書等により事前に確認するとともに、教育施設については濃度測定も併用して行い、シックハウス対策に努めてきたところである。

しかしながら、平成22年、道内他都市の改修工事において基準値を超える化学物質が検出された問題を受け、本市においてもシックハウス対策の一層の充実と適切かつ効果的な推進を図るため、関係部局で構成する函館市公共建築物シックハウス対策連絡会議を設置して、公共施設の建設時の対策、安全確認のための測定および日常管理の対応等について検討し、ここに総合的なシックハウス対策に関する指針として「函館市公共建築物シックハウス対策指針」をとりまとめたものである。

第1 基本事項

1 目的

公共施設の建設および管理にあたり、シックハウス対策として留意すべき事項を指針としてとりまとめることにより、建設部局および施設管理者の適切な対応を図り、市民が利用する施設における室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等の濃度の低減化を進めることを目的とする。

2 対象施設

本市が建設または管理する施設を対象とする。

3 基本的な用語について

○ シックハウス症候群

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者の様々な体調不良が生じている状態が、数多く報告されている。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれる。また、シックハウス症候群とは別に、ごく微量な化学物質に対しても過敏症状をきたす症状を有する場合は、化学物質過敏症と呼んでいる。

※ シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告書（厚生労働省医薬局）を一部引用

○ 指針値

現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したもの。

※ シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告（厚生労働省医薬局）を引用。なお、厚生労働省が示している室内濃度指針値は次ページのとおり。

○ 化学物質過敏症

最初にある程度の量の化学物質に暴露されるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間反復暴露されて、一旦過敏状態になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状を来す者があり、化学物質過敏症と呼ばれている。化学物質との因果関係や発生機序については未解明な部分が多く、今後の研究の進展が期待される。

※ 「快適で健康的な住宅に関する検討会議報告書」（厚生労働省）を引用

○ 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性有機化合物は、建材、接着剤、塗料、防虫剤などの成分として空気中に含まれている揮発性の化学物質の総称で、VOCはVolatile Organic Compoundsの略である。

【参考】 厚生労働省による化学物質濃度指針値

	化学物質名	指針値	主な用途
1	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	合板, パーティクルボード, 壁紙用接着剤等
2	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	内装材等の施工用接着剤, 塗料等
3	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	内装材等の施工用接着剤, 塗料等
4	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	内装材等の施工用接着剤, 塗料等
5	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
6	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	衣類の防虫剤, トイレの芳香剤
7	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	ホルムアルデヒド同様一部の接着剤, 防腐剤等
8	テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	灯油, 塗料等の溶剤
9	クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	防蟻剤
10	フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	殺虫剤
11	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	殺虫剤
12	フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	塗料, 接着剤等の可塑剤
13	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	壁紙, 床材等の可塑剤

指針値の () 内は 25℃ のときの換算値

<単位について>

μg : 重量濃度 (1 m^3 中の汚染物質重量) で, 1 μg は 100 万分の 1 g の重さ

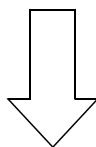
ppm : 体積濃度 (1 m^3 中の汚染物質体積) で, 1 ppm は 100 万分の 1 の濃度

ppb : 10 億分の 1 の濃度 (1 ppm の 1000 分の 1)

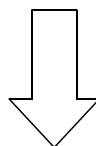
第2 公共施設におけるシックハウス対策の概要

公共施設の設計から日常管理に至るまでの取組み内容を以下に示す。

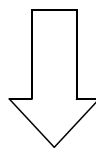
1 設 計



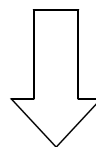
2 工事監理



3 室内空気中の化学物質濃度の測定



4 備品の選定



5 日常管理

第3 取組み内容

1 設 計

公共施設の設計にあたっては、揮発性有機化合物（VOC）等の放散量ができるだけ少ない建築用資材（以下「建材」という。）を選定するよう努め、次のことを行うものとする。

(1) 建材の選定

- ① 建材に使用する合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材等のホルムアルデヒド放散量による区分は、日本農林規格（JAS）で定める「F☆☆☆☆」のものとする。（但し、コンクリート型枠用合板を除く）
- ② 以下の建材を使用する場合には、ホルムアルデヒド放散による区分は、日本工業規格（JIS）で定める「F☆☆☆☆」のものとする。

ミディアム デンシティ ファイバーボード（MDS）、パーティクルボード、壁紙、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤、内装用仕上塗材、人造鉱物繊維保温材、住宅用人造鉱物繊維断熱材、吹込み用繊維質断熱材、発泡プラスチック保温材、接着剤、塗料（室内用の接着剤と塗料は、原則、水性系のものを使用する）

- ③ 木材保存剤（木材の防腐・防蟻処理）は非有機リン系のものとし、クロルピリホスおよびクレオソート油は使用しないものとする。
- ④ 家具等に用いる合板類についても、①～③と同様とする。

(2) 換気設備の選定

- ① 室内の換気計画にあたっては、適正な換気量の確保に必要な換気方法および換気設備等を選定する。
揮発性有機化合物（VOC）等を発散する建材の使用制限を行った場合であっても、低ホルムアルデヒド発散建材や家具からの揮発性有機化合物（VOC）等の放散があるため、居室には機械換気設備を設置する。
- ② 換気設備の運転により、温冷感、騒音による不快感を与えることのない適正な換気風量を設定する。

(3) 工期の設定

室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等の放散に十分な養生・乾燥期間および室内空気中の化学物質の濃度測定（以下「室内空気環境測定」という。）に要する期間を考慮して余裕のある工期を設定する。

2 工事監理

工事監理にあたっては、次のことを行うものとする。

(1) 建材の確認

- ① 使用する建材の立会い検査は厳密に行い、設計で指定された性能の建材が確実に採用されるようにする。居室に使用する建材は、揮発性有機化合物（VOC）等の含有量がより少ないものを選定する。その際、材料の成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等により、使用されている化学物質および含有量を確認する。
- ② ホルムアルデヒドに関する品質基準が定められている建材は、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）による規格証明書を提出させ、放散等級が「F☆☆☆☆」であることを確認する。
- ③ 床クリーニング用のワックス、洗剤等は、化学物質等安全データシート（MSDS）等により成分を調査し、安全性を確認する。
- ④ 使用する建材は、必ず写真撮影を行い、記録に残すようにする。その場合、材料の放散等級区分が写真で分かるように工夫する。

(2) 施工中の通風・換気等

- ① 施工中は、通風・換気（機械換気等を含む）を行い、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進するとともに、各々の工種ごとに発生した揮発性有機化合物（VOC）等が他工事の製品・材料に吸着しないよう、養生方法・施工手順・換気方法等に十分留意する。
- ② 木製収納家具等（ユニット製品）は、工事現場搬入前に、揮発性有機化合物（VOC）等を十分に放散させ、施工中から工事完成までの間は、当該家具等の扉、引出し等を開放し、通風、換気を十分に行い、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を十分に促進させる。

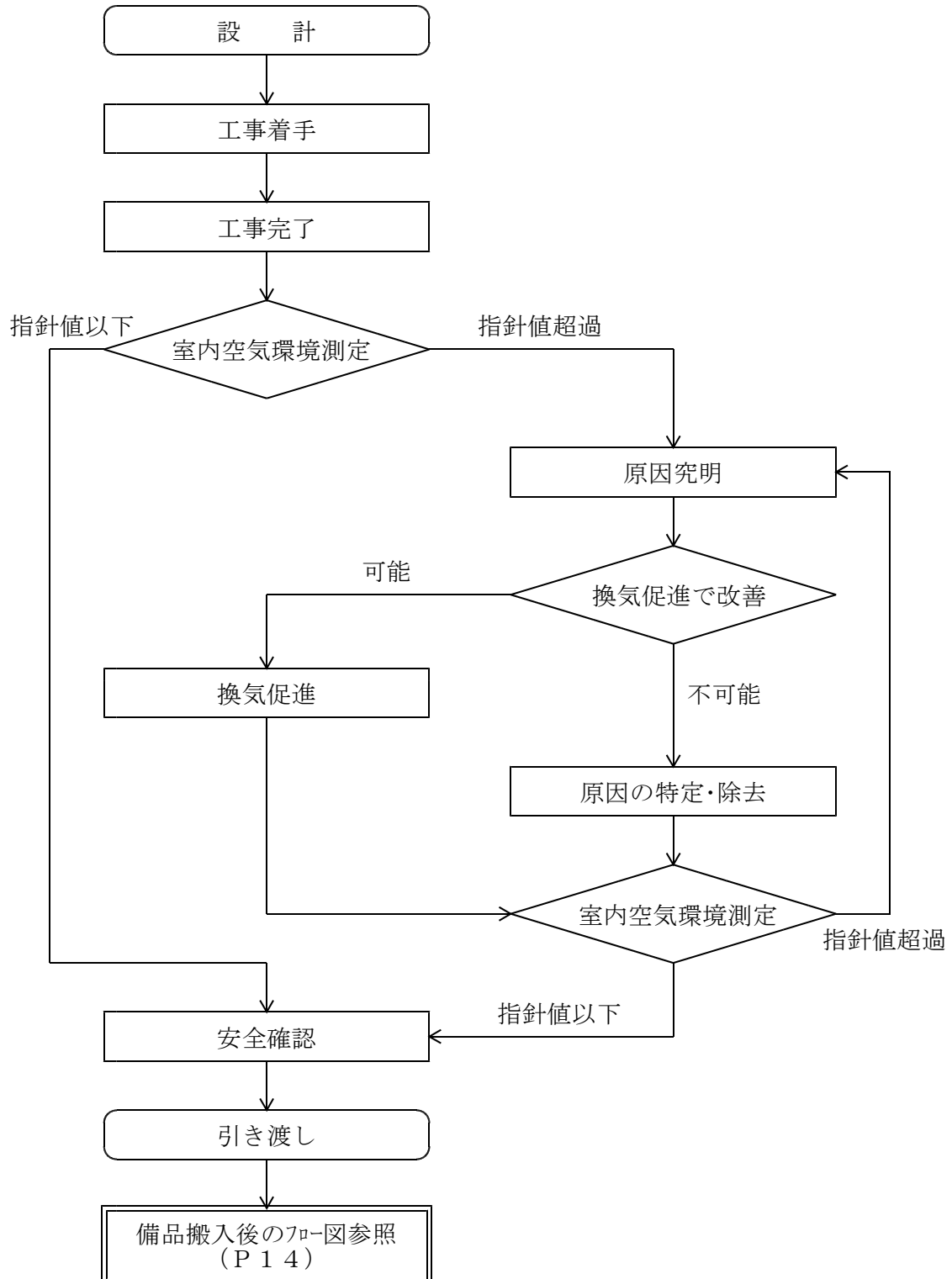
(3) 工事完了時の安全確認

- ① 公共施設の完成・引渡しにあたっては、室内空気環境測定の実施結果を検査し、安全性の確認を行う。
- ② 室内空気環境測定の結果が指針値を超えた場合は、建材の材質および換気の状態を調査し、原因を究明する。
- ③ 換気の促進等で改善が見込める場合は、必要に応じてベイクアウト等の措置をし、室内空气中化学物質の低減化を図り、再度室内空気環境測定を実施し、安全性を確認する。

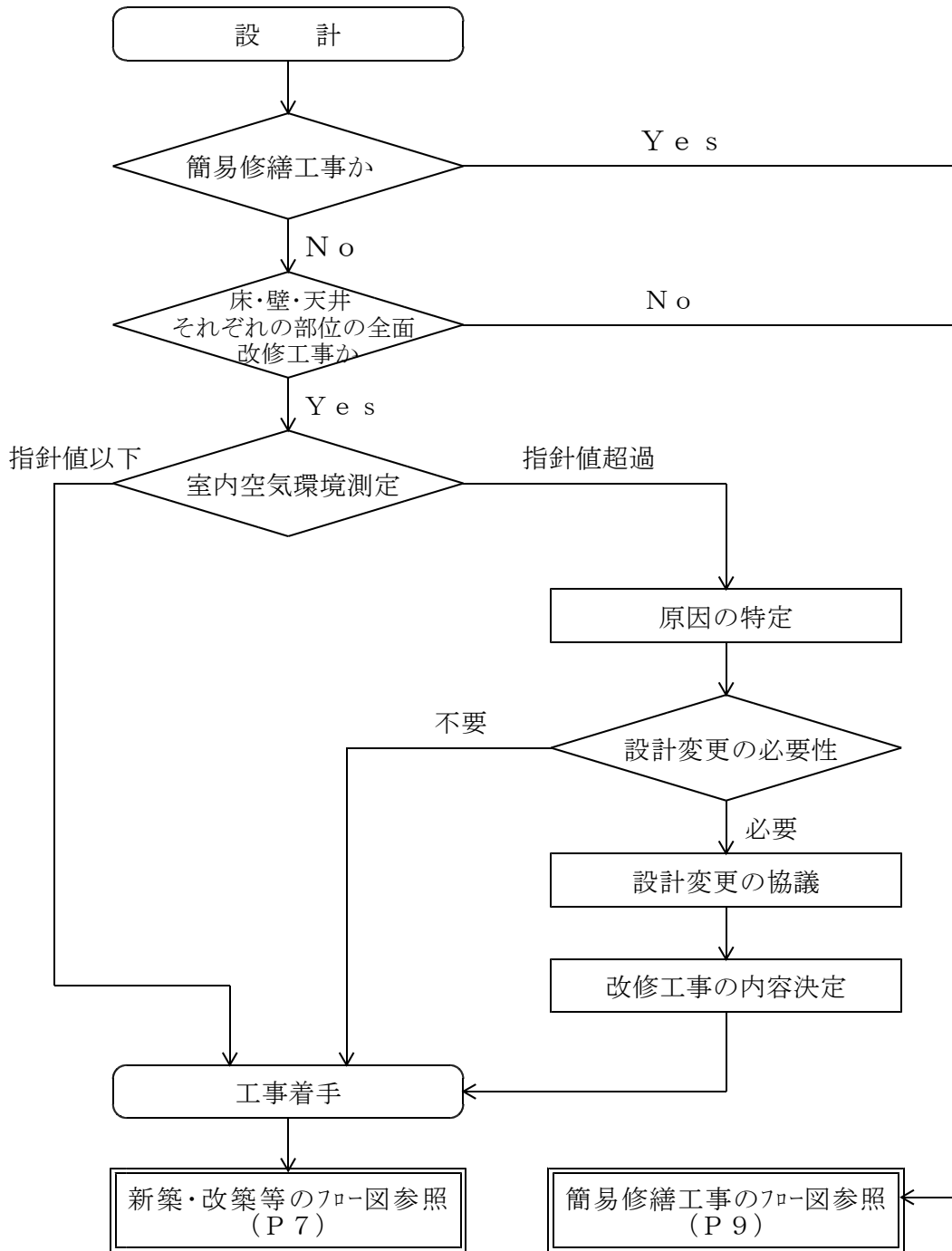
（※ ベイクアウト：室内温度を上げて、放散量の促進を図ること。）

(4) 工事における室内空気環境測定（フロー図）

① 新築・改築・増築・全面的な改修工事



② 改修工事（簡易修繕工事[※1]を除く）

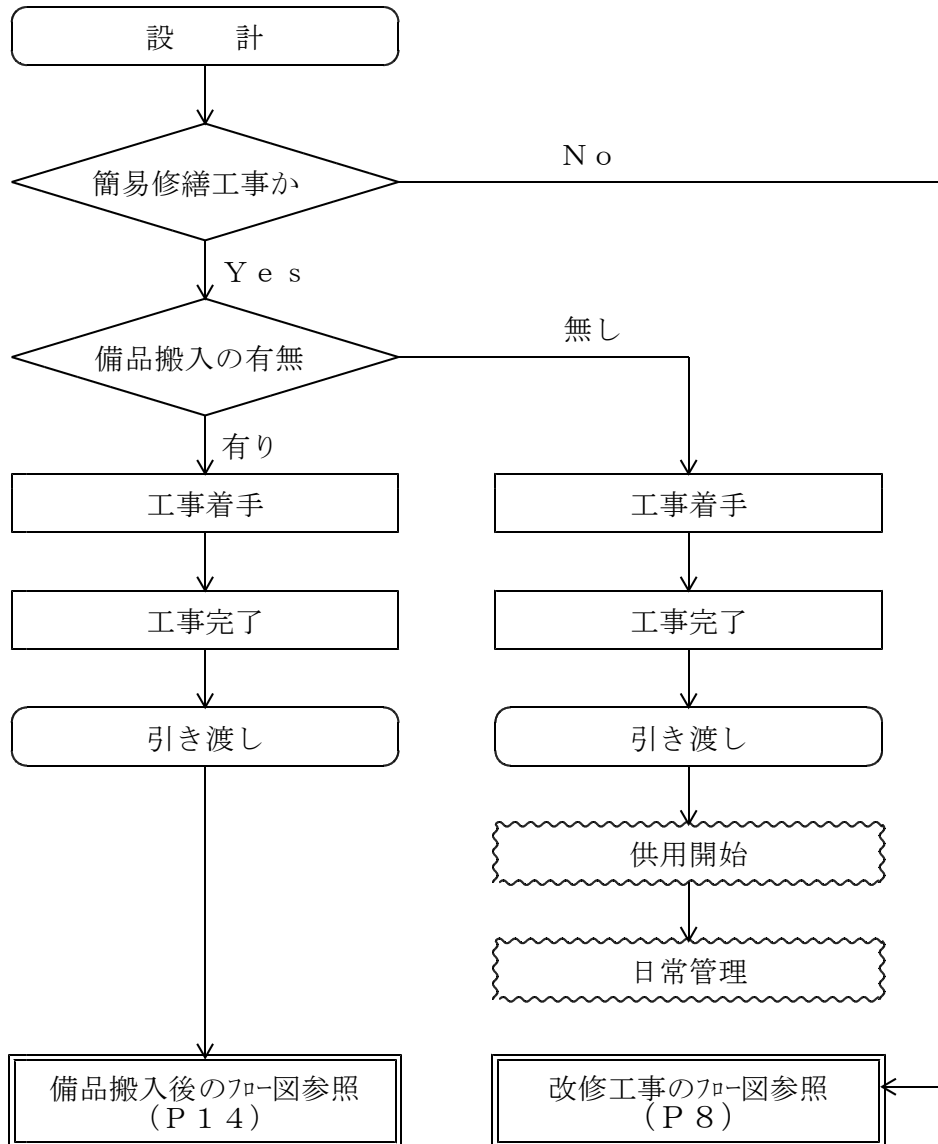


[※1] 簡易修繕工事とは、次のような修繕工事をいう。

ア 明らかに揮発性有機化合物（VOC）等を発生しない建材だけを使用した簡易な修繕工事

イ 過去に形態，建材，換気設備等が同一の居室で同様な修繕工事が行われ，既に安全性が確認されている簡易な修繕工事

③ 簡易修繕工事



簡易修繕工事とは、次のような修繕工事をいう。

ア 明らかに揮発性有機化合物（VOC）等を発生しない建材だけを使用した簡易な修繕工事

イ 過去に形態，建材，換気設備等が同一の居室で同様な修繕工事が行われ，既に安全性が確認されている簡易な修繕工事

3 室内空気中の化学物質濃度の測定（安全確認）

(1) 室内空気環境測定の実施段階

室内空気環境測定は，原則として次の表により行い，厚生労働省の指針値以下であることを確認する。

測定が必要な段階	対象工事	測定の目的
工事前	改修	改修工事（床，壁，天井のそれぞれの部位の全面改修の場合）において実施するもので，測定結果に基づいて，設計内容を変更することを目的とする。
工事後	新築，改築 増築，改修	工事の引渡し前に安全確認のために実施する。
備品搬入後		供用開始前に安全確認のために実施する。
通常時の検査		通常の使用状況における室内空気環境の安全を確認するために，必要に応じて実施する。

(2) 測定対象の揮発性有機化合物（VOC）等

測定対象物質は，「学校環境衛生の基準」（文部科学省）に基づき，次の表の揮発性有機化合物6物質とする。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08 ppm）
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.07 ppm）
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05 ppm）
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.88 ppm）
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05 ppm）
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.04 ppm）

(3) 測定対象室

次の表の施設用途ごとの測定対象室について測定する。

なお、測定対象室ごとに2室以上ある場合は、建材および納入した備品等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行う。

施設用途	測定対象室
学 校	普通教室，音楽室，図工室，コンピュータ教室，体育館等の居室
市営住宅	建設戸数または大規模改造戸数の1割以上（10戸未満の場合は1戸以上）の戸数とし，各戸2室以上の居室
上記以外の施設	事務室，会議室，保育室，遊戯室，集会室，休憩室，研究室等の居室

(4) 測定方法

原則として拡散法（パッシブ法）による測定とし，必要に応じて厚生労働省が示す標準的測定方法（アクティブ法）により実施する。

測定にあたっては採取機器を室中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さに設置し，測定対象化学物質すべてを同時に測定する。

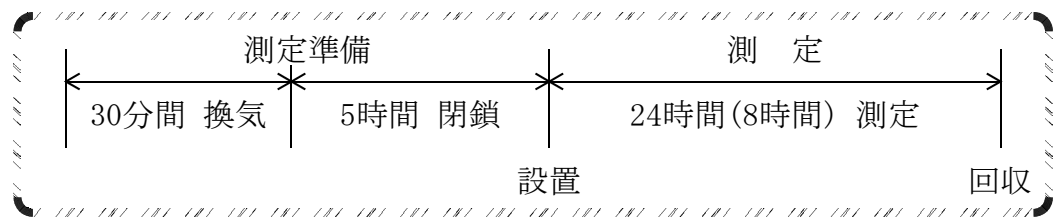
拡散法（パッシブ法）	パッシブ型採取機器を用い，測定対象室に8時間以上設置して暴露量を測定する方法で，測定終了後，回収した採取機器を分析機関に送付する。
厚生労働省が示す標準的測定方法（アクティブ法）	精密測定といわれる方法で，拡散法では必要な物質が測定できない場合など，必要に応じて実施する。実施にあたっては，実施可能な検査機関等へ依頼する。

(5) 測定手順

拡散法（パッシブ法）による測定は次の手順で行う。

- ① 測定対象室のすべての窓および扉（造付け家具，押入等の扉を含む。）を30分間開放し換気する。
- ② 測定対象室のすべての窓および扉を5時間閉鎖する。ただし，造付け家具，押入等の扉は開放したままとする。
- ③ 測定は②の状態のままで測定する。
- ④ 測定時間は，原則として24時間とする。ただし，工程等の都合により24時間行えない場合は8時間測定とする。
なお，8時間測定の場合は，午後2時～3時が測定時間帯の中央となるような時間帯で測定する。
- ⑤ 測定回数は1回とする。

- ⑥ 測定対象物質を採取したパッシブ型採取機器は専門の分析機関で濃度を分析する。濃度単位は、原則「 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 」とし、「ppm」でも可とする。



(6) 測定にあたっての注意事項

- ① 測定日までの関係工事の作業内容等について十分な調整を図り、測定値に影響を及ぼすことがないように注意すること。
- ② 測定日までに、十分換気通風を行うこと。
- ③ 換気設備および空調設備を常時稼働する室については、運転状態で測定すること。
- ④ 測定中は、測定室周辺での作業等は行わないこと。

(7) 指針値を超えた場合の措置

室内空気環境測定で測定結果が指針値を超えた場合、「換気の促進」で指針値を下回らないときは、次のような点に留意して室内空气中化学物質の低減化を図る。

- ① 原因究明（状況把握）
 - ア 測定物質の数値の確認
 - イ 仕上げ材、下地材、接着剤等の使用建材の調査
 - ウ 施工状況の確認（施工時期、換気の状態）
 - エ 室内環境の検証（自然換気、機械換気、平面計画、外的要因等）
- ② 化学物質の低減化対策の検討
 - ア 撤去範囲の決定（発生源の究明）
 - イ 代替材料の選定
 - ウ 換気設備の変更等の検討
- ③ 対策工事の施工
 - ア 原因物質の確認
 - イ 撤去
 - ウ 対策工事の施工（内装材の張替え等）
- ④ 室内空気環境測定の実施
 - ア 室内空気環境測定を実施し、安全を確認する。
 - イ 検査結果により安全性が確認された場合、当該居室の使用を開始する。

4 備品等の新規購入・入替え時における配慮事項

(1) 備品選定時の留意点

室内化学物質濃度は、建材だけではなく、いす、机、棚等の備品によっても大きな影響を受ける。また、学校等で日常的に使用される教材や教具についても、様々な化学物質が含まれている可能性がある。さらに、備品等の発注は、数社に及ぶことが多いため、揮発性有機化合物（VOC）等の濃度が指針値を超えた場合は、原因を特定することが難しくなる。そのため、備品等を選定する場合には、室内空気を汚染する化学物質が発生しないよう、次の点に留意するものとする。

- ① 備品等の使用材料に注意し、日本農林規格（JAS）、日本工業規格（JIS）、化学物質等安全データシート（MSDS）等により、揮発性有機化合物（VOC）等の放散が少ない備品を選択する。
- ② 各材料メーカーの自主的基準による環境対応型の材料を使用した備品を選定するようにする。
- ③ 製作を要する備品の発注にあたっては、構造、材料、部品、仕上げ等を明らかにした仕様書を作成する。
- ④ 函館市のグリーン購入対象品目となっている以下の備品等が木質の場合は、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下のものを選定する。

机、いす、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーテーション、掲示板、黒板、ホワイトボード

(2) 備品受入れ時の留意点

- ① 備品等は、製作工場等で製品として完成後、十分に乾燥させてから納品するような納期を設定する。
- ② 家具等の備品の新規購入や入替えを行った時は、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進させる効果があるため、必要に応じ、扉、引き出し等を開放して換気に努める。

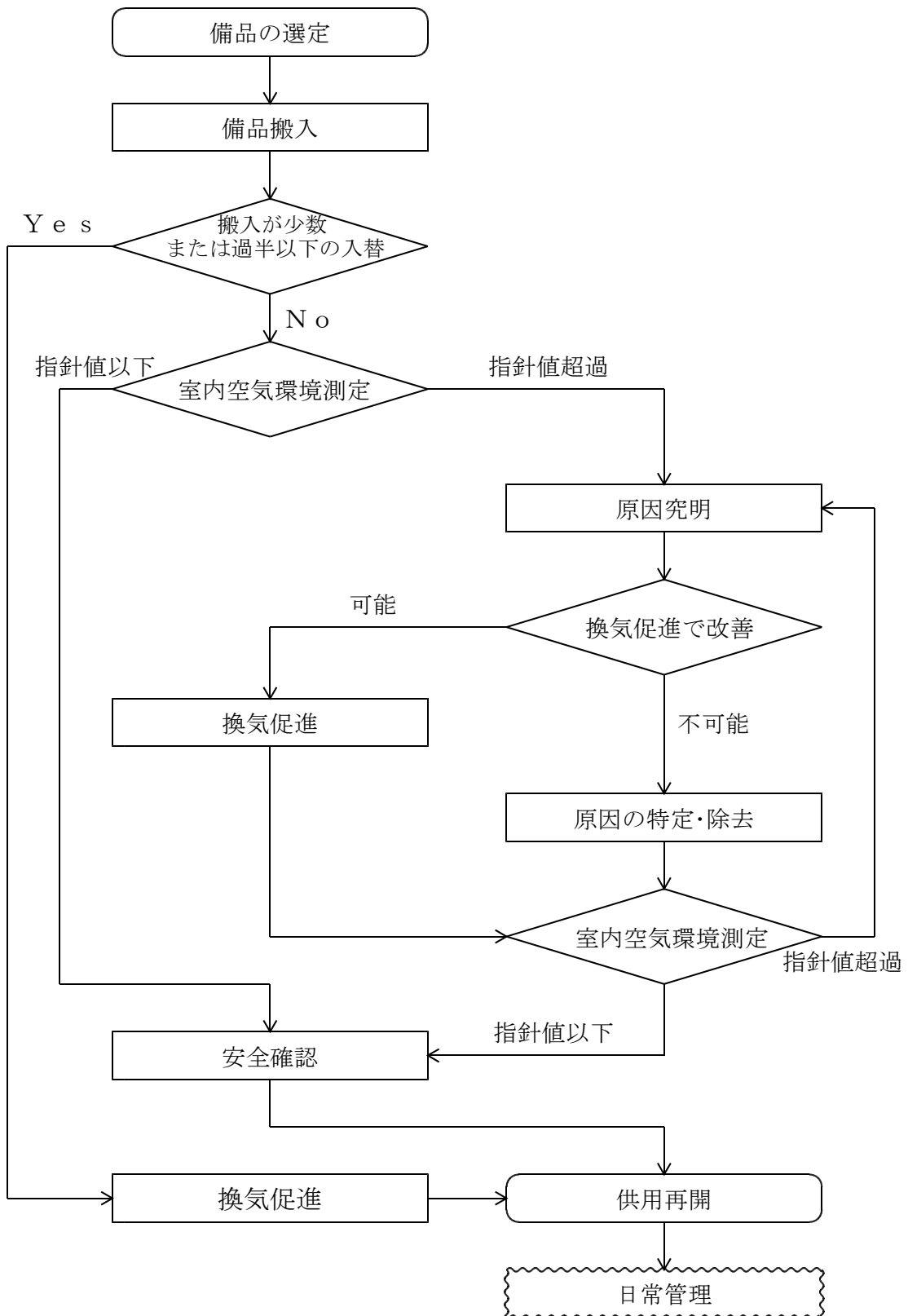
(3) 備品の搬入後の安全確認

備品等の新規搬入または入替えを行った場合は、使用開始前に室内空気環境測定を実施し、安全性の確認を行う。

ただし、次の①または②の場合は、室内空気環境測定を省略できる。

- ① 備品等の購入が少数または入替えが過半以下のとき。
- ② 事前に化学物質等安全データシート（MSDS）等で揮発性有機化合物（VOC）等を含含有していないことを確認したとき。

(4) 備品搬入後の室内空気環境測定 (フロー図)



5 施設の日常管理

施設管理者は、室内空気環境を良好に保つため、次の点に留意する。

(1) 換気の確保

- ① 室内の換気が良好に保たれるように、換気状況を確認する。
- ② 換気設備のフィルターは、定期的に清掃する。
- ③ 長期間閉鎖していた室を使用する場合は、十分に換気を行った後に使用開始する。

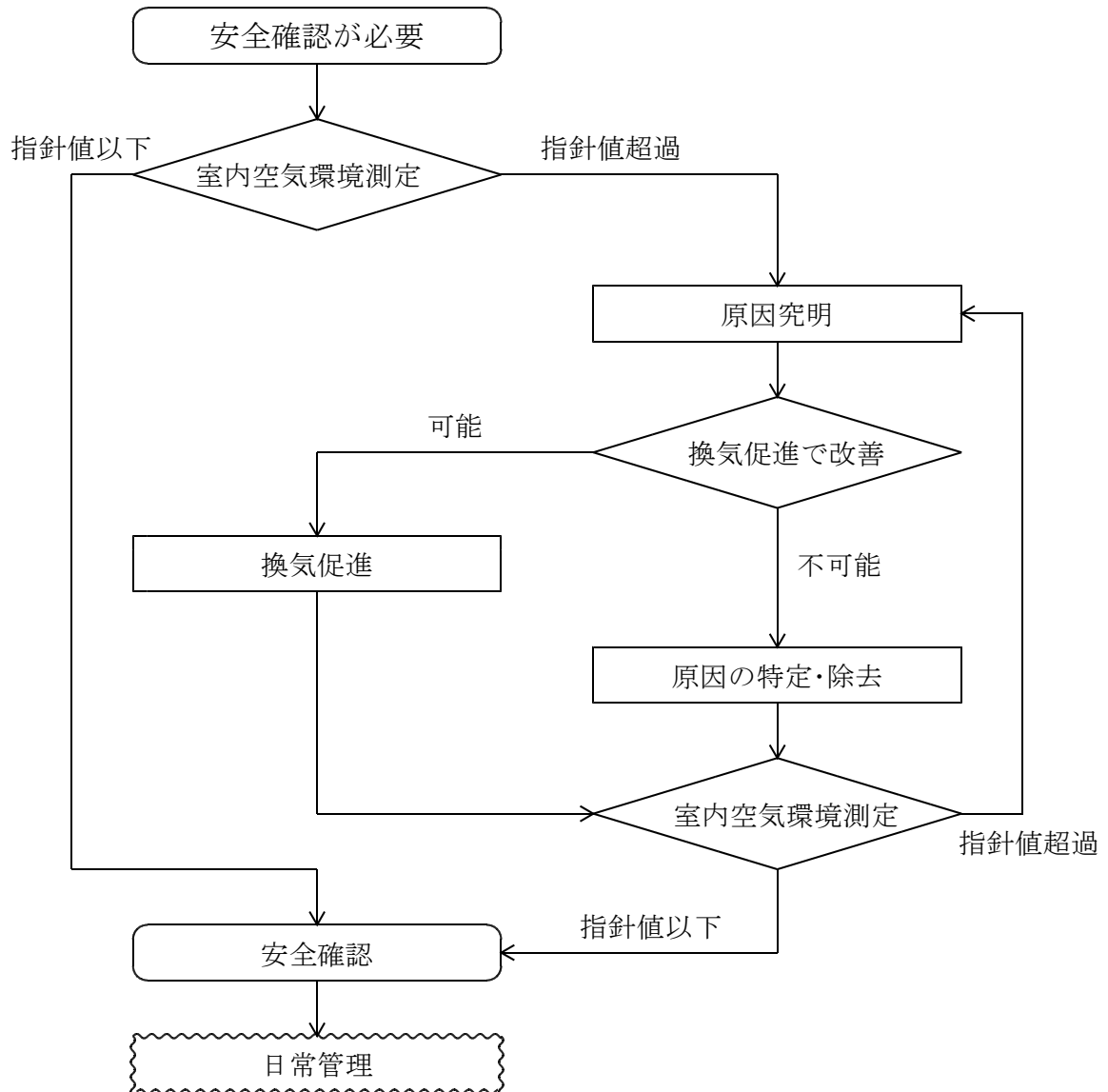
(2) 化学物質の使用抑制

- ① 室内に化学物質を放散するような日用品は、原則使用しない。
- ② 床ワックスを使用する清掃業務等は、施設利用者への健康について十分配慮し、作業場所、作業時間、時間帯等について計画的に行うこととする。トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼンを含まない製品を使用する。

(3) 通常時の検査

- ① 室内の空気環境が揮発性有機化合物（VOC）等に対して安全かどうかは、室内空気環境の測定の結果をもって判断することを原則とする。そのため、施設の維持管理の中で、安全を確認する必要があるときは、室内空気環境測定を行う。
- ② 検査の結果、指針値を超えた場合は室の使用を中止し、原因を究明するものとする。

(4) 通常時の室内空気環境測定 (フロー図)



【参考資料】

函館市公共建築物シックハウス対策連絡会議設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市の公共建築物におけるシックハウス対策の充実強化を図るため、「函館市公共建築物シックハウス対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(業務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 函館市公共建築物シックハウス対策指針の策定、改正および周知
- (2) シックハウスに関する情報の収集および調査
- (3) シックハウス対策推進上必要な調整および情報発信

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職をもって組織する。

- 2 連絡会議に議長をおき、議長は都市建設部長とする。
- 3 連絡会議は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の者を加えることができる。

(会議および庶務)

第4条 議長は、連絡会議を統括し、連絡会議を招集する。

- 2 連絡会議の庶務は、都市建設部建築課が行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

別表

部局名	職	
都市建設部	都市建設部長	建築課長 住宅課長
福祉部	福祉部長	社会課長
教育委員会	生涯学習部長 学校教育部長	施設課長 保健給食課長
保健所	参事1級	生活衛生課長

【参考文献一覧】

- (1) シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告書のまとめ：厚生労働省
- (2) 「快適で健康的な住宅に関する検討会議報告書」：厚生労働省
- (3) 化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A：厚生労働省（平成16年3月30日）
- (4) 改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル（建築基準法・住宅性能表示制度の解説及び設計施工マニュアル）：国土交通省（平成15年5月）
- (5) シックハウス対策マニュアル：日本建築学会（平成22年8月）
- (6) [改訂版]学校環境衛生管理マニュアル：文部科学省（平成22年3月）

【シックハウス対策に関するQ&A】

Q 1 この指針のほかにシックハウス対策に関する基準等がありますか。

A 1 シックハウス対策に関して、次のような法令等があるので、この指針に示す以外で法令等に定めがある場合には、その法令等に従わなければなりません。

- ・ 建築基準法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 学校保健安全法（学校環境衛生基準）
- ・ 公営住宅における化学物資の室内濃度測定方法等について
(H16.3.23付け公共住宅事業調整官連絡)

Q 2 F☆☆☆☆（エフフォースター）とはどのようなものですか。

A 2 シックハウス対策のため建築基準法が改正され、平成15年に施行されました。この改正で、ホルムアルデヒドを放散する建築材料に係る使用制限等の技術的基準が定められ、建築材料の日本工業規格（JIS：繊維ボード・壁紙・接着剤・塗料・断熱材など）および日本農林規格（JAS：フローリング・合板・集成材など）についても、ホルムアルデヒド放散量の等級の基準値及び表記方法が変更され、夏季において表面積1㎡につき毎時0.005mg以下の放散量に抑えている建材をF☆☆☆☆（エフフォースター）と定めています。☆印の数が1個から4個の4段階で、数が多いほど放散量が少ないことを表わします。表記のFはホルムアルデヒド（formaldehyde）の頭文字です。

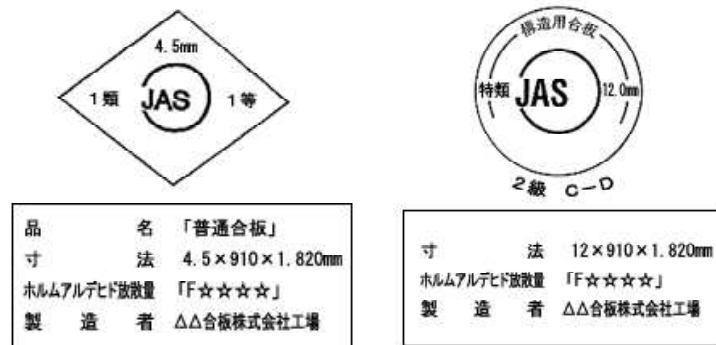
■ JIS, JAS, その他事業団体等による表示例

JISマークの例



- ・ 日本工業規格番号
- ・ 日本工業規格による種類
- ・ 認定番号
- ・ 製造年月
- ・ 製造業者名
- ・ ホルムアルデヒド放射等級 等

JASマークの例



■ 壁紙と施工用接着剤の表示

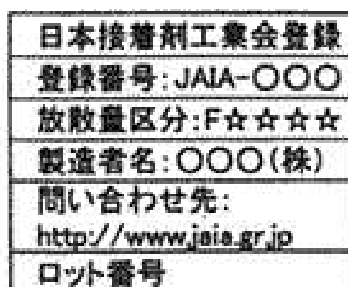
カーテン、カーペットは法規制を受ける材料ではないが、(社)日本インテリアファブリックス協会、日本カーペット工業組合等の関係5団体が協力して設置している「インテリアファブリックス性能評価協議会」は、消費者サービスのための「ホルムアルデヒド対策品」の統一マーク表示を実施しています。

なお、カーテンの場合は、カーテン、ブラインド、スクリーン等の生地が対象であり、この生地を使用した製品には、「この製品はホルムアルデヒドの自主基準認定を受けた生地を使用しています。」などの表示を行うことができるとしています。



■ 接着剤等の表示

法規制を受けないエマルジョン形の合成接着剤またはシーラー等にもホルムアルデヒド発散区分表示をする動きがあり、日本接着剤工業会は、ユリア系樹脂、メラミン系樹脂、フェノール系樹脂、レゾルシノール系樹脂およびホルムアルデヒド系防腐剤を用いずに製造した接着剤について、規制対象外等級のF☆☆☆☆表示を行っています。



Q3 化学物質等安全データシート(MSDS)とはなんですか。

A3 化学物質等安全データシートとは、化学物質およびそれらを含む製品の物理化学的性状、危険有害性、取扱い上の注意等についての情報を記載したものです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年)」において、政令で指定された指定化学物質等を取扱う事業者には、人の健康や環境への悪影響をもたらさないよう化学物質等を適切に管理する社会的責任があることから、指定化学物質等を他の事業者に譲渡・提供するときは、その相手方に対してMSDSの提供が義務づけられました。

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の化学物質を一定量以上含有する材料は、このデータシートの中で、その種類、量、性状等に関する情報を記述することとなっています。

※ MSDS : Material Safety Data Sheet

化学物質等安全データシート サンプル

- 1 製品及び会社情報
製品名 接着剤A
会社名 ○○化学(株)
住所 愛知県○○市○○○1-1
担当部門 安全部
担当者 愛知太郎
・
・
- 2 組成、成分情報
単一製品・混合物の区別 : 混合物
化学名 : クロロプレン系接着剤
成分 化学式 CAS 番号 官報公示整理番号
(化審法・安衛法)
含有量
トルエン C₆H₅CH₃ 108-88-3 (3) - 210 %
n-ヘキサン C₆H₁₄ 110-54-3 (2) - 625 %
アセトン CH₃COCH₃ 67-64-1 (2) - 5423.0 %
ジクロロメタン CH₂Cl₂ 75-09-2 (2) - 3610 %
・
・
含有量については製品規格上、記載順に次のような幅で変動することがある。
5 ~ 15 %、20 ~ 30 %、1 ~ 5 %、5 ~ 15 %、
危険有害成分 : ジクロロメタン
- 3 危険有害性の要約
- 4 応急措置
・
・
- 16 その他の情報
ホルムアルデヒド放散等級 : 日本接着剤工業会自主管理規定 J A I A - 0 0 1 4 3
F ☆ ☆ ☆ ☆

Q 4 VOC濃度測定および分析できる検査機関はどこですか。

A 4 VOC濃度測定および分析が可能な市内に所在する検査機関は次の表のとおりです。

検査機関名	所在地	電話番号	試験機関の位置
(株)環境科学研究所	西桔梗町28番地1	48-6211	函館市
(株)岸本医科学研究所 岸本医科学研究所函館	八幡町3番12号	45-8066	苫小牧市
エヌ・エス環境(株) 函館営業所	宝来町11番15号	22-1611	釧路市
環境コンサルタント(株) 函館営業所	旭町11番8号	22-2284	仙台市

※ 平成23年1月19日現在

Q 5 全面的な改修工事とはどのような内容ですか。

A 5 全面的な改修工事とは、建物の使用を中止した状態で仕上げ・設備機器等を全面的に撤去し新設する工事をいいます。

函館市公共建築物シックハウス対策指針

平成23年4月1日

(令和4年(2022年)4月改定)

函館市公共建築物シックハウス対策連絡会議